

平成 30 年度 第 4 回 市原市環境審議会 議事録

1 日 時：平成 31 年 3 月 6 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 場 所：市原市市民会館 2 階 会議室 1・2

3 出席者

(1) 委 員（五十音順）

浅野委員、荒井委員、安藤委員、大野委員、岡本委員、加藤委員、金丸委員、木村委員、小林委員、鈴木委員、泉水委員、田村委員、鶴岡委員、花見委員、萩原委員、星委員、堀田委員、間所委員、矢嶋委員

…計 19 人

（欠席）工藤委員

…計 1 人

(2) 事務局

（環境部）

山形部長、佐久間次長

（環境部環境管理課）

田邊課長、丸主幹、石橋係長、平井副主査、根本主任、大川主事

（環境部クリーン推進課）

齋藤課長、堀江課長補佐、宮澤係長、高橋係長、榊副主査、富久増主任

…計 14 人

4 傍聴者 2 人

5 議 題：審議事項

(1) （仮称）市原エコ・アクションプラン素案について【審議】

(2) 市原市災害廃棄物処理計画素案について【審議】

6 内 容

司 会：それでは、これより、「平成 30 年度第 4 回市原市環境審議会」を開会いたします。なお、本日、工藤智子委員は都合により欠席との御連絡をいただいておりますが、19 名の委員の御出席をいただいております。総委員数 20 名の半数を超えております。よって、市原市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

初めに、環境部長の山形より御挨拶申し上げます。

部 長：あいさつ（省略）

司 会：それでは泉水会長から御挨拶をいただければと存じます。よろしくお願ひします。

会 長：あいさつ（省略）

司 会：ありがとうございました。
環境部長山形より市原市環境審議会の泉水会長へ、諮問書をお渡しいたします。

～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～

司 会：これより、本会の議事進行につきまして、市原市環境審議会規則第5条第1項の規定により、泉水会長に議長をお願いいたします。

議 長：それでは、審議に先立ち、まず、議事録署名人を指名いたします。今回は金丸委員、星委員にお願いいたします。

～両委員承諾～

議 長：ありがとうございます。また、本日、2名の傍聴希望者が外で待機してございます。本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき、原則公開となっておりますので、事務局は傍聴者を入室させてください。

～傍聴者入室～

議 長：それでは、ただ今より議事に入ります。「(仮称)市原エコ・アクションプラン素案について」を議題といたします。それでは、早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。

～事務局説明(省略)～

議 長：ありがとうございました。ただ今、事務局の方から、本件に関する御説明をいただきました。質疑等がありましたらお願いいたします。

花見委員：事務系の取組についてですが、私は以前まで一般の企業に勤めていましたが、会社で取り組んでいた内容というのが、残業になった

際にはエレベーターを停止していました。またデスクに個別の消灯スイッチがあつて、残業の場合には自分で点けてやるというような体制にしていました。市原市ではどういった取組をされているのか聞きたいと思います。

事務局：まずエレベーターですが、第2庁舎には3機エレベーターがありますが、5時15分で業務が終わり、6時過ぎくらいから3機あるうちの1機だけ稼働して、残り2機は停止するというのを市役所ではやっています。明かりのことですが、個別のものはなくまとまった形でスイッチがあるので、残業しているところはそこだけ点けて、他は消灯するような形で行っています。

鈴木委員：本文の7ページの2に温室効果ガス排出量の削減目標というのが出ています。ここで家庭部門、産業部門は関係ないのは分かりますが、業務部門、運輸部門と廃棄物となっていて、あとはメタン以下化学物質が書いてあります。その運輸、業務、廃棄物という区分けと、CO₂だけについて言っていて、CO₂以外のものはメタンとか化学物質という表現を取っているのか教えていただけますか。

事務局：まず、今回の事務事業では、仰つたとおり家庭部門、産業部門は関係ありません。業務部門、こちらは主に事務系の取組となっています。運輸部門ですが、こちらは公用車です。廃棄物等は、事業系に一部含まれているものでございます。その他の、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類ですが、メタンについては、概要版の表の右側に記載しておりますが、廃棄物の燃焼などで発生します。そして、一酸化二窒素は、公用車の走行や廃棄物の燃焼などで発生します。ハイドロフルオロカーボン類につきましては、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレーなどから少しですが計上しています。

鈴木委員：業務部門、運輸部門のメタンなどの以外は、CO₂だという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい、その通りでございます。全て二酸化炭素です。

鈴木委員：この部門別の削減率というものは、最初に目標年の減らす量がありきで、それから率を出しているのか、それともある一定の計算式なり、積み上げる式というものがあって、目標年の最終的な削減量というものが決まるのか。それが、これを読んでいる限りはブラックボックスになっています。だから、なんらかの計算例が添付されていれば、ある程度の推測はつくが、この数字だけだと、なぜこうなるのかが分からないので、説明してもらえませんか。

事務局：こちらの部門、分野別の削減率のところですが、これは昨年度策定いたしました地球温暖化対策地域推進計画、この部門ごとの削減率をそのまま持ってきております。7ページの2の温室効果ガス削減目標のところ、文章でその御説明をしています。計算式については載せておりませんが、地球温暖化対策地域推進計画の中に、市原市の事務事業も市内の削減目標に含まれますので、ここで設定した削減率をエコ・アクションプランでも使用しております。

鈴木委員：他の計画の削減率ありきということによろしいでしょうか。

事務局：地球温暖化対策地域推進計画の削減率をそのまま使っています。

鈴木委員：分かりました。

安藤委員：7ページの第4章、温室効果ガス削減ですが、メタンと亜酸化窒素とハイドロフルオロカーボン類に関しては、二酸化炭素に換算した値ということですね。地球温暖化係数をこれに掛けるわけではないですね。

事務局：はい。

安藤委員：そうすると、運輸部門はCO₂で1,000 t程度、亜酸化窒素が約7,000 tということですから、運輸部門から約8,000 t出ているという理解で良いでしょうか。

事務局：はい。

安藤委員：亜酸化窒素の主な排出源は車によるところであるという説明が先ほどありましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局：N₂Oのところ、それ以外にも廃棄物の燃焼などでも出てきます。

安藤委員：意外に運輸部門が少ないかなと思いました。亜酸化窒素分はディーゼルか何かから出ているということで、そちらを考えなきゃいけないので、それほど少くないのでしょうか。私は千葉県の銚子市にいますが、最近自治体新電力を研究しています。電気の購入に関しては、現状どちらから購入されていて、今後、CO₂の排出係数が少ない事業者からの購入計画があるのかどうか。このような二酸化炭素排出係数を掛けるものだと、排出係数を下げれば一気に下がりますから、そういう購入先を検討する可能性があるのかについて御説明ください。

事務局：再生可能エネルギーを始めとした新電力会社からの購入というのは、進めていかななくてはいけないと思います。今後の取組ということでやっていきたいと考えております。

安藤委員：これから可能性があるだけで、実際にやろうという形ではないと、この段階ではそういうことですね。あと、ごみ発電はやられていますか。

事務局：ごみ発電は、先ほどの取組のところで、効率的な発電設備の運用ということで、既に福増クリーンセンターで行っています。

安藤委員：これは自家消費分ですか、売電されていますか。

事務局：売電もしております。先ほど御説明したN₂Oに関しまして、追加で御説明します。車の走行によって出る一酸化二窒素ですが、主に連続焼却式の焼却施設から出るということと、下水施設から多く出ると算出しております。

堀田委員：数字のことについては大変良く分かりました。これを見た時に、各自の持ち場で、大変御苦労しながら目標達成に向けて努力するという内容で、敬意を表したいと思います。これは意見ですが、

各部門で削減の結果の見える化のようなものをすれば、もっと常にそれに気付いているということができるとは思いません。例えば、電力なら電力をこれくらい削減しているとか。最終的にはHPだとか、あるいは白書で公表されるというお話ですが、実際現場で努力されている人が、これくらいやったというような、自分たちの効果みたいなものが見える化をして実感をすることがあると、もっと上手くいくのではないかと気がいたします。それから、温暖化防止の努力は非常に長期的だと思います。20年30年、あるいは一生やっていかないといけない。これは挫折をするわけにはいかないということだと思います。そういう意味では、これを何のためにやるかということ、常に説明する、刺激を与え続けるということが大事ではないかと。冊子のはじめにというところに、温暖化の問題について触れておりますが、気温の上昇や雪氷の融解、あるいは海面上昇など書いてあります。これはどこでも言われていることです。私が気付いたのは、海のこと何とも表現されていない。今、海が酸性化していると言われてます。酸性化するとどうということになると、炭酸ガスが沢山溶け込むと炭酸イオンが海水で足りなくなると、特に炭酸カルシウムを形成しにくくなります。甲殻類に非常に影響を及ぼします。特に珊瑚がそうですが、そうなってくると珊瑚礁というのは、魚の産卵の場であったり、生育の場であったりします。ゆくゆくは海の豊かさの消滅になりかねないと。そういうふうに変え品を変え、常に説明していくことが大事ではないかと感じました。その為には、表現も毎回同じではなく、こんなことやあんなことがあると、常に刺激を与え続けていくということが大事だと思います。

事務局：地球温暖化でこういう影響があるということは、今後職員の啓発や研修等を行っていきますので、その前段のお話として御紹介させていただきたいと思えます。また、各部門でこれだけ減ったというのは、最終的には全体的にまとめて年次報告という形になりますが、個別の数字を集めたものですので、集まった数字を各所属にフィードバックするような形で、目標の19.4%を目指していきたいと考えています。

田村委員：論点がちょっと違うかもしれませんが、私の会社でも ISO をやっておりますが、ISO の中でも最初のうちは目標を高くやっておりますが、持続をしようとした時に、やり尽くすと無理が出てくると思います。これを見て、まだやれる範囲が沢山あるなという認識はあるのですが、ただ ISO と同じ考えでいけば、やはりどこかでプラスになる部分、ここに組み込むことはできないのかもしれないですが、例えば CO₂ を吸収させるような仕組みを、事業者が市単体でやるのかは分かりませんが、そういう取組をしていく。啓発活動も、市役所内だけではなくて、市民向けとか、そういうこともあると思います。ぎゅうぎゅうにやると、職員の方も結構苦しいのではないかなと思うので、やることは沢山ありますが、やはりプラスの側面も見ていった方が良くはないかなという意見です。

事務局：適宜見直して、その中で、例えばソーラーパネルを市の施設に設置するなど、そういったことができていければと思います。

小林委員：市がこんなに努力されているなんて素晴らしいと思います。市職員の方が家に帰られて、それを話したり、自分の家に当てはめて努力されたりというようなことをされているのか。それから、御家族だけではなくて、それを市民にどういうふうにしてやっているのかということ、啓発活動としてやっていただければ、色々ところで努力が花咲くような気がしています。なかなか個人のレベルでそういうことを他の人に言って歩くというのは大変です。私は自分の町内会で環境家計簿をつけることを提案してやったことがございますが、とても大変なので、色々ところでシステムチックにやれば、全体として地球温暖化に取り組むことができるのかなと思います。

事務局：職員が家に帰ってからどういうことをしているかということまで把握しきれない部分もありますが、先ほど御紹介させていただきました通り、地域の模範となることを念頭にということがございますので、例えばマイ箸を使うとか、なるべく雑紙を出さないようにコピーの仕方を工夫するとか、そういったところからまずは目を光らせて、それを家庭にも浸透させていくような形で、職員への啓発等の中でそういった成果に繋がっていけば良いと考えています。

議 長：その他いかがでしょうか。それではただ今より本件に対する審議を行いたいと思います。更に委員からの御意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員：私は市原市に来て25年になりますが、その頃からずっと山に入っ
て、自然が好きなので見に行っています。その頃と比べると今山
の中はすごく乾燥してきています。市街地にいると全然気になら
ない1度くらいの気温上昇ですが、山の中に行くと本当に変わっ
てしまったなという印象が強いです。それはやはり、私たち一人
ひとりが、実感として持っていないといけないことだと思ってい
ます。野鳥の会をやっていますが、野鳥の会でも昨年からリュウ
キュウサンショウクイという、九州や沖縄の鳥が最近繁殖し始め
ました。それは未だかつてなかったことです。昆虫も、御存じの
方が沢山いらっしゃると思いますが、ナガサキアゲハという長崎
県のアゲハが繁殖し始めて、逆にミヤマクワガタみたいな涼しい
ところの昆虫がいなくなってしまうました。それがこの25年で変
わってきたことです。本当に真剣に取り組んでいきたいと思っ
ていることですので、そのことを市民の皆さんにも沢山分かって
もらいたいと思っています。是非よろしく願いいたします。

事務局：本日の環境審議会の前に、地球温暖化対策地域推進協議会を行
いまして、その中でもせつかく市がこういう良い取組をしているの
だから、是非市民の方にも分かるように、広報等を使ってPRして
くださいと言われておりますので、今の加藤委員の意見も踏まえ
まして、そういった形で市が頑張っておりますので、市民の方や
事業者の方もお願いしますと紹介していけたら良いと思ってい
ます。

矢嶋委員：先ほどの御説明の3章の棒グラフのところを見ると、2016年、2017
年度くらいが横ばい状態で、今までは順調にきていますが、今年
度も同じ量くらいでいけば目標を達成しますが、来年度から増々
厳しくなってくると思います。学校にもエアコンが入り電力の使
用量も上がるので、かなり頑張っていないと目標を達成できな
くなってしまふような気がしますので、是非目標達成に向けて頑
張っていただきたいと思います。

事務局：目標が旧計画で電力事業者別の係数を固定して出した場合ということで紹介させていただいております。本編の8ページの実排出係数、今後の計画ではこれを用いて目標値に向かって取り組んでいきます。今のところこの計画の中で目標値を、2030年度に向けて、2013年から直線で引いてこのくらいということ考えている数値でして、実績値は目標値を今のところ下回っています。ただ、先ほど田村委員からも御意見がありました通り、どんどん後年になるときつくなる部分も出てくると思いますので、見直し等しながら、目標に向けて頑張っていきたいと思います。

星委員：市内の各小学校へ、環境の皆さんと一緒に回りまして、ごみの減量ということで、色々な学校に行きました。やはり教育現場で、色々な意味で環境に対しての知識や、皆さんがやっている内容などを、ごみの時は4年生でしたが、もう少し高学年とか、中学生を対象に、学校現場で知識的なものをお話しますと、家庭に持ち帰って色々な形で今の動きが広まっていくような気がいたしますので、是非市民の声や市民の努力、そういったものを少しでも受け取っていかないと、市の皆さんが電気を消したとか、エアコン、エレベーターを使わないとか、小さな努力が大きな成果に繋がりますが、もっと市民全体に伝わるような内容の方法を検討してくださいの方がよろしいかなと思います。

事務局：今回の計画は市の事務事業に限っていますが、2年前に作りました環境基本計画の中で、市民参加、学習、共同ということで、子供への環境学習の重要性などをうたっています。ごみの問題、地球温暖化、生物多様性など、様々な機会を捉えて、環境学習をしていく機会を増やしていきたいと思っています。

議長：その他御意見等ございませんでしょうか。では、他に無いようですので、審議を一旦終結したいと思います。次の審議に入る前に、5分間の休憩を挟みたいと思いますので、委員の皆様は時間までにお戻りいただきたいと思います。

～休憩～

議 長：それでは議事を再開します。「市原市災害廃棄物処理計画素案について」を議題といたします。それでは、早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。

～事務局説明（省略）

議 長：ただ今、事務局の方から、本件に関する御説明をいただきました。質疑等がありましたらお願いいたします。

星 委 員：市原市の災害廃棄物処理計画素案の方は十分分かったつもりですが、人命第一とするとそれぞれ備蓄とかその他のことは別部門で計画されているものなのではないでしょうか。

事 務 局：備蓄、避難所の設営など災害時における人命救助関係は、この計画の上位計画である「市原市地域防災計画」がございまして、その中で具体的なものを定めています。

星 委 員：そうなるといざ災害が起きたときに分野ごとに動くことになりますので、避難する側としては混乱を招く恐れがあるのではないかとこの疑問を抱きました。もっと統一性のある、この計画は災害廃棄物の処理の素案ですから、これはこれでよろしいと思いますが、やはり人命が第一ですので、どこに避難してどこに何があってといった統一的なものがあるのかないのかお聞きします。

事 務 局：市民の避難方法や、人命救助については、市の危機管理課が担当部署でございます。昨年の10月に市原市地域防災計画の見直しを行っております。また今後、市民の皆様に、地域ごとの合同の訓練や個別具体的計画等の対応をしていきたいと考えています。

萩原委員：災害廃棄物の処理の過程についてですが、基本的には一般廃棄物という前提の処理計画になっていると思いますが、災害時には一般廃棄物、産業廃棄物関係なく出てくるわけで、なおかつ処理施設も現行の法律では一廃処理施設、産廃処理施設と区別されていますが、そういったものは、この災害時には法律そのものの形はどのように運営されるのでしょうか。

事務局：この計画の中で定義しております対象とする災害廃棄物につきましては、本編の3ページに記載してあります通り、対象とするものは、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去等により排出される廃棄物とする。また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物も対象とする、としています。「また」の前の部分がいわゆる災害廃棄物というものでございます。この計画における産業廃棄物と一般廃棄物の住み分けは、廃棄物処理法の中では災害時に発生するものは一般廃棄物として処理責任が各市町村にあるということとなっておりますが、例えば、損壊家屋が全壊ではなく半壊家屋、これを解体業者が解体する場合は一般廃棄物になります。ただし、通常時に家屋を解体業者が解体するものについては一般廃棄物に該当しないので、通常時には産廃であるものが一般廃棄物として取り扱われるような形となります。また、処理について一般廃棄物処理施設で処理することが原則となっておりますが、災害時においては、産廃処理施設でも特例的に処理ができるということが廃棄物処理法で規定されておりますので、そういった対応もできると考えています。

萩原委員：では、産廃であっても一般廃棄物として処理することは可能だという理解でよろしいでしょうか。

事務局：今お話ししたものについては災害廃棄物として処理できるもので、原則としては産業廃棄物であるものは、その排出者、企業であればその企業の責任で処理するものでございます。損壊家屋については一般廃棄物の対象になるというイメージです。

萩原委員：被災の実体験があるので、関心が高いのですが、一番心配しているのは、産廃の中でも食品加工を行っている工場が被災されたときに、衛生面での問題は必ず出てくると思います。倒壊した建物やガレキ類というのは、若干その場に置いても衛生的な問題はないと思いますが、生ごみ関係、動植物性残渣のものについては、災害廃棄物の中でも最優先で処理をする形を取らないと衛生的に問題があるのではないかと危惧をしております。

事務局：腐敗性廃棄物の処理については、この計画の中でも優先的に処理することを定めています。ただし、例えば、食品加工会社が被災して発生したものについてはこの計画では対象としておらず、企業側の責任の中で処理していただくことが原則となっています。

萩原委員：原則ということは、当然産廃の動植物性残渣を処理するところは、近隣施設であれば被災されている可能性があつて、遠いところまで持っていくとなると衛生的にどうなのかなと考えています。それともう一つですが、災害廃棄物の仮置場の件で、ステップがいくつあつて、緊急、第一、第二という仮置き場の計画になっていると思いますが、実はこの災害というのはもしかしたら今日夕方災害があるかもしれない、明日あるかもしれない。そういう中で、ある程度仮置場の選定や周りの方との協議等をなさっている状況なのではないでしょうか。

事務局：仮置場候補地については、基本的には公有地を前提に考えています。この計画の中では具体的な場所は定めませんが、市で保有している各公有地のリストがございますので、それを基に面積または物理的条件、立地場所などを考慮して、ここに定める一次仮置場、二次仮置場を速やかに選定できる状況にしていきたいと考えています。

安藤委員：資料の2の5番の仮置場の話で、中盤以降に水害廃棄物の処理があり、水分を含んだ場合、これは東日本大震災の例ですが、津波がきて有機物と土砂が混合廃棄物化してしまいました。ここでは、ある程度乾燥させるという記述になっていますが、この場合に東日本大震災の時に一ヶ月以内にかかなりの数の出火が起きています。その部分の出火に対する対策は絶対必要です。その部分を記述した方が良いでしょう。次に、出火の原因は嫌気発酵なので、積上げの高さが重要になってきます。それについても環境省の方で指針を作成していると思いますが、分別が不可能な状況で、道に土砂が堆積しているような場合、重機でかきあげていく際、どの程度まで積上げることができるのか、その点について検討しておいた方が良いでしょう。それと、2の6番の仮設トイレの話ですが、食料・毛布の備蓄については別部門で危機管理担当というのはよく分かる話ですが、仮設トイレの備蓄については、危機管

理担当の対象としない傾向があると思います。地元でも備蓄品のチェックに立ち会ったことがあります。仮設トイレはあまり数も準備していませんでした。安否確認とトイレの問題は災害発生直後からすぐきますので、仮設トイレの数を確保する、あるいは施設を作っておく、という必要性があります。その点を考慮された方が良いでしょう。

事務局：仮置場の管理に関しては、本編の40ページに火災防止対策として記述しております。仮置場に火災発生の可能性があるようなものや、水分を含んだもの、積上げることによって発火をするものについては積上げ高さや面積を定めています。また、37ページにも仮置場の環境対策として土壌汚染が懸念される場合の対策と雨水がかからないような対策について記載しています。また、火災防止については警備員を常駐するなどして監視を行うということも記載しています。なお、道路上の土砂等については、地域防災計画では、土木部門で対応する内容となっており、インフラの復旧は最優先となるので、発災後速やかに通れるようにすることとなっています。道路脇に一部堆積するもの、またその中で災害廃棄物に該当するものは、緊急的な仮置場の対応となりますので、速やかに一次仮置場を設定して持っていくという対応を本計画では考えています。最後に仮設トイレにつきましては、各避難所に既に備蓄している仮設トイレは、地域防災計画の中で備蓄について定めており、それが不足する場合の対応として、本計画で必要量を推計し、その不足分を確保するため、民間のレンタル会社と協定を結んでおり、そこに要請して対応する予定でございます。

堀田委員：概要版の1の4の被害想定は、千葉県北西部直下地震が起こった時の被害ということで、そこから出る廃棄物が2の4の災害廃棄物発生量にある33万トンという考えでよろしいでしょうか。

事務局：その通りです。千葉県北西部直下地震の被害想定により、全壊棟数880棟、半壊棟数5,000棟、火災による焼失210棟に基づいて算出したのが2の4に記載している災害廃棄物発生量です。

堀田委員：分かりました。市原市の災害マップを見ましたが、例えば地震ではなくて、集中豪雨なども最近起こっています。養老川の氾濫は

一日 368mm 降った場合を想定してハザードマップが書かれています。地震ではなく洪水によって起こった被害の廃棄物は地震とは違うと思いますが、地震で想定しておけば、豪雨による被害よりも大きいのでこれで対応できるという考えであればそれで良いのですが、多分廃棄物の種類が違ってくるのではないかというのを聞いたかったのが1点。それと、2の4の表中の過不足量について、黒の三角で示されている量が3年経っても残ってしまうという場合、港や河川といった輸送手段を残しておくという考えがあっても良いのではないかと思います。その辺を含めてお聞きしたいです。

事務局：発生量についての考え方は、大規模な地震により、この量が被害想定として算出できる最大量だろうとして推計しております。水害による被害も近年多く発生していますが、水害による発生量は推計が難しいので、地震を対象とした被害想定としています。なお、水害により発生した水分を多く含んだ廃棄物の対応については、本編の3ページに種類別の災害廃棄物の特徴を記載しており、これの処理については、先ほどお答えさせていただきました通り、普通の水分を含んでいないものよりも腐敗性のものについては速やかな処理を行うこと、また、それ以外のものについては十分乾燥させた上で中間処理を行うような対応をしたいと考えています。発生量に対する過不足量についてですが、表中の一番右の黒い三角が3年間で不足する量でございます。本計画では、東日本大震災で実施した処理の方法に準じた形として、まずは市処理施設での処理を行うことが原則ですが、事前に不足が生じることが分かっているものについては、発災後速やかに仮設処理施設建設の検討や、県外も含めた他市町村への応援体制の要請等を行っていくことで対応することを考えています。また、船舶等を利用した方法というのも、この計画においても記載はしていますが、実際に東日本大震災の時に行ったケースとしては、陸路で運んでいるものが大部分を占めており、基本的には陸路での運搬を想定しておりますが、被災の規模や範囲によっては船舶等の利用も検討する必要があると考えています。

鈴木委員：市原市災害廃棄物処理計画を読んで、とても良くできた計画だと思いました。いくら具体的に検討しても、地震の規模や災害の種

類によって想定しようとしても想定しきれないものもあります。阪神淡路大震災や東日本大震災を経験してきて、そういったものを土台にして、国が市町村にまでこういった計画を作るように指針を用意したとしても、単独で作るのは難しいので、よくまとまった計画であると感じています。こういったものがあるのとないのでは、いざ災害の時に対応の仕方が全く変わってきます。ただ、14、15 ページに連絡網というのがあり、市の内外での支援要請や、定期的に情報収集をするなど自治体同士、または事業者との連携が大事となってきます。ただ、役所は頻繁にこういうことが起きない方が良いわけで、5年10年場合によると20年と大きい災害が起きません。起きない中で、仕組みというものを組織の中である程度の緊張感を維持していかないと、いざという時に役に立ちません。組織の中でこういう計画があつて、いざというときはこの計画に則つてやる。例えば警察に対してはどこに連絡するのか、自衛隊ならどこに連絡するのか、常に連絡する時に、相手の組織と担当部署と担当者まで、顔繋ぎしておかないと、これは実際に機能しないということです。計画を維持していつでも機能できる状態に持続していくことが難しいですが、その点をどうしていくのが役所の実力であり難しいところだと思います。2点目は、大災害で起こったことであっても、がれきの処理というのは全てお金がかかることであり、見積もらなきゃいけない。税金なので、的確・迅速に見積する能力を持っているかどうか重要になってくると思います。お金の見積もりをする能力も、継続して磨いていかなければいけないので、大変な仕事になりますが、それをやらないとこの計画が生きてこない。生きない方が良いが、万が一の時は、これに沿ってやらざるを得ないので、そういうことが必要だと思っています。計画としては端的に分かりやすく記述していると思います。

矢嶋委員：2の3で、広域に災害が起きた場合、県内外含め協力するということですが、これは逆に市原市の被害が少なかった場合には協力するということだと理解して良いでしょうか。何年前に蘇我に放射性物質の問題が出たと思いますが、他から来る廃棄物に対して、周りの環境を含め、一時的な仮置場についても、よく計画していただきたいと思います。また、2の6で先ほどから何度か出ている内容ですが、避難所の生活に伴う廃棄物について、過去の

事例から、食事の準備より先にトイレ問題が発生するとのことで、し尿に関しては当日から大きな問題になるので、衛生面も含めて迅速に動ける体制をお願いしたいと思います。

加藤委員：この計画について、私もよく出来ていると思っています。ここではあまり触れられてこない部分ですが、67ページの市民等への情報提供で、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえた監視や広報の強化地域の設定を検討するとありますが、実際に大きな震災が起きると、東京の方や市川、船橋といった人口密集地から出たごみが、市原市の山などに不法投棄されるのではないかと不安に思っています。発災後に監視といっても実際には確認出来ない状況にあると思います。不法投棄に関しては今の時点で対策を立てられることなので、震災などが起きる前に、市原市には不法投棄のごみは入れられないということを強く周知させるくらい、例えば林道にゲートを設置するなど、防御するような考えが必要ではないかと思えます。対策について、前もってできることはやっておこうという気持ちで取り組んでいただきたいと思っています。

議長：その他ないようでしたら、更に審議を行いたいと思います。審議する内容について御発言をお願いします。

萩原委員：警察や消防その他等との連携をいち早くできるように、シミュレーションなどは現実的にできるのでしょうか。

事務局：今現在具体的なものについては検討中でございます。この計画の中で、71ページですが、この計画を策定した後に具体的な実施方法、組織体制や管理体制などの処理体制について、この計画を元に具体的な行動、マニュアル的なものを作っていこうという考えでおります。シミュレーションについては、どういう形になるか具体的なイメージはつかめていませんが、検討していきたいと考えています。

鈴木委員：被災宅地危険度判定士という制度があります。宅地が被災した時に住めるかどうか、壊すかどうかを判断する資格で、私も持っています。市原市の中にも保有者が相当数いると思います。私がこ

の資格を持って5年くらいになりますが、一回も会議を開いたことがありません。市では災害の演習というものも防災の日に行っているのです、その一環として資格を持った人を集めて合同会議の実施などをやってみてはどうでしょうかということです。市民の方に災害廃棄物処理計画がある、また避難場所はどうだ、家具の固定、簡易トイレの用意など、全部市に準備しろというのはまず無理なので、まずは自助をお願いするPRもしていき、その上で災害廃棄物処理計画が生きてくると思います。災害対策全般に市がどう取り組んでいるかを広く周知している上での計画だと考えます。その広報の仕方、広報する組織、伝え方というところを深めていけないといけないなと思います。

事務局：被災宅地危険度判定士については、本市の職員にもおり、中には被災地で判定士として派遣された者もおります。関係部門に、今の御提案については伝えたいと思います。また、自助のPRについても、地域防災計画の担当部門にPR方法についての話、意見があったことを情報共有として伝えたいと思います。広報に関しても、地域防災計画の中で広報の手段というのを定めており、基本的には地域防災計画で定める広報手段に基づいて広報していくこととなりますが、これはあくまでも災害時であるので、通常時において事前の備えのPRが必要であるという御意見があったことを担当課へ伝えたいと思います。

議長：ありがとうございました。委員の御意見にありましたが、災害時には自治体や市原市に任せてください、というような広報は良くないと思います。市民の皆さんについても、災害時に備えて何らかの自助努力はしてください、というような広報が必要だと思います。では、他にないようですので、本審議を終結したいと思います。なお諮問内容は、2つの計画素案の調査審議でございますので、計画素案に対する当審議会からの答申といたしましては、本日の質疑及び審議をしていただきましたところ、概ね妥当なものとして良いかと存じますが、いかがでしょうか。

～委員承諾～

議 長：ありがとうございます。諮問に対する答申といたしましては、ここで審議いただいた内容を取りまとめて、私の方で作成したいと思いますが、いかがでしょうか。

～委員承諾～

議 長：ありがとうございます。それでは、私の方で答申書を作成することといたします。以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。傍聴者の方をお願いいたします。議事が終了いたしましたので、御退室いただきたいと思います。皆様の御協力によりまして、円滑に進行することができました。ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

司 会：泉水会長、ありがとうございました。続きまして事務連絡でございますが、議事録につきましては、作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に御確認していただきたいと存じます。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。これもちまして、本日の審議会を終了いたします。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上